

\ どうすればいいの!?! /

改正電子帳簿保存法、

令和6年1月 完全義務化

インボイス制度への対応

令和5年10月 導入

令和4年1月に改正された「電子帳簿保存法」（令和6年1月完全義務化）や令和5年10月から導入される「インボイス制度」には多くの企業において対応すべき内容が含まれており、中小企業・小規模事業者やその経理担当者にとっては、理解しておく必要がある法制度です。

本セミナーでは、改正電子帳簿保存法およびインボイス制度の概要と実務上のポイントについて分かりやすく解説します。

日時 令和4年12月1日(木)

13:30~15:00 **参加無料**

場所 寺井地区公民館3階 301会議室

定員 30名(定員になり次第、締め切ります)

講師



山根 敏秀 氏

税理士法人マネジメント代表社員、税理士

●プロフィール

個人事業所から年商1,000億円超の法人まで多様な事業所の決算・申告・経営指導に従事。小規模企業から県内外中堅大企業まで多岐にわたる企業の顧問を務める。経営上のノウハウをアドバイスのみでなく自身のグループ企業の経営に活かし成長を図っている。



申込方法 FAX または申込フォーム(QRコード)からお申し込みください

お問合せ・申込先 能美市商工会 TEL:0761-58-4230



[申込フォーム]

※新型コロナ感染状況により、オンライン(Zoom)に変更する場合があります。

FAX : 0761-57-3510 能美市商工会宛

改正電子帳簿保存法、インボイス制度対応セミナー申込書

事業所名：	
住所：	
参加者名：	電 話：
メールアドレス：	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーにおける事務連絡や関連情報の情報提供等のために利用します。